

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成26年4月24日(2014.4.24)

【公開番号】特開2012-194400(P2012-194400A)

【公開日】平成24年10月11日(2012.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2012-041

【出願番号】特願2011-58557(P2011-58557)

【国際特許分類】

G 02 B 26/08 (2006.01)

B 81 B 3/00 (2006.01)

【F I】

G 02 B 26/08 E

B 81 B 3/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月12日(2014.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

【図1】本発明の第1実施形態に係る光スキャナー(光学デバイス)を示す平面図(上面図)である。

【図2】図1中のA-A線断面図である。

【図3】図1に示す光スキャナーに備えられた基体(可動板、支持部および1対の弾性部を備える構造体)を示す平面図(下面図)である。

【図4】図3に示す基体の部分拡大図である。

【図5】図1に示す光スキャナーの製造方法を説明する断面図である。

【図6】図1に示す光スキャナーの製造方法を説明する断面図である。

【図7】シリコン構造体をシリコン酸化膜で構成された迷光防止層で覆った状態で水素アーナー処理したときの表面状態を示す図である。

【図8】本発明の第2実施形態に係る光スキャナーを示す断面図である。

【図9】図8に示す光スキャナーに備えられた基体(可動板、支持部および1対の弾性部を備える構造体)を示す平面図(下面図)である。

【図10】本発明の画像形成装置の実施形態(プロジェクター)を示す概略図である。

【図11】本発明の画像形成装置の実施形態(ヘッドアップディスプレイ)を示す概略図である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

特に、迷光防止層61および絶縁層62は、それぞれ、基体2を基体2の厚さ方向から平面視したときに、連結部23、24の縁部、および、前記可動板21の縁部と前記連結部23、24の縁部とを接続する第1接続縁部214、ならびに、前記支持部22の縁部と前記連結部23、24の縁部とを接続する第2接続縁部222、を除いて設けられる。すなわち、迷光防止層61および絶縁層62は、連結部23、24の縁部、および、可動

板21および支持部22の縁部のうちの連結部23、24近傍部分を除くように設けられているとも言える。

【手続補正3】

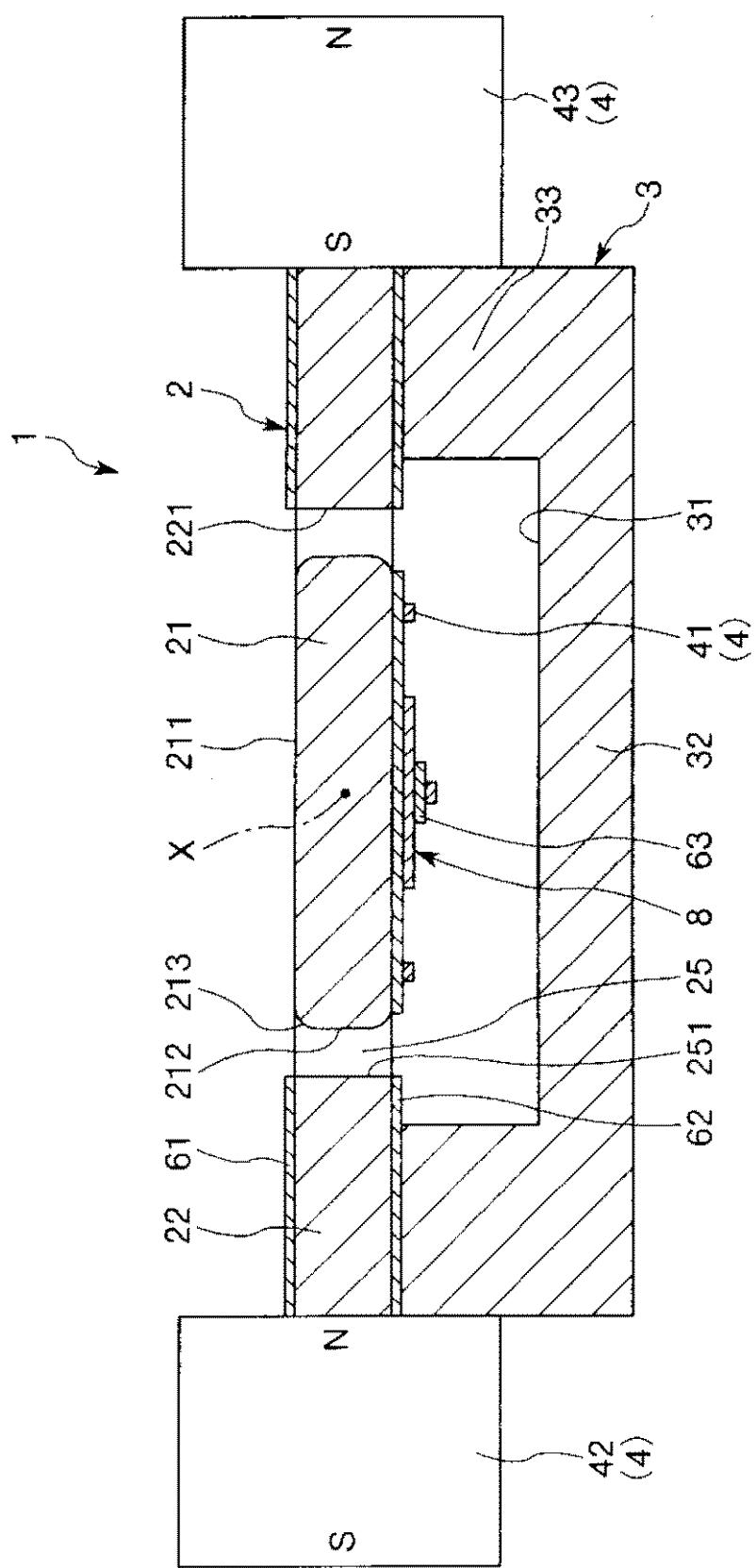
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図2】



【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図4】

